

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等について、以下のとおり国民健康保険税を減免することができます。

なお、減免を受けるためには条件があります。[裏面のフローチャート](#)をご覧ください。

対象となる保険税：令和4年4月から令和5年3月までの納期限のもの

減免の基準及び減免額

①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ 対象となる保険税を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

⇒ 減免対象保険税額（ $A \times B / C$ ）に減免割合（ D ）をかけた金額を免除

減免対象保険税額（ $A \times B / C$ ）

A：対象となる保険税のうち、世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和3年中の所得額

C：世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和3年中の合計所得金額

※B または C が0円以下の場合には減免できません。

主たる生計維持者の合計所得金額に応じた減免割合（ D ）

・ 300万円以下の場合：全部（10分の10）

・ 400万円以下の場合：10分の8

・ 550万円以下の場合：10分の6

・ 750万円以下の場合：10分の4

・ 1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和3年中の合計所得にかかわらず減免対象保険税額の全部を免除

この減免に該当しない場合でも、他の軽減、減免制度を受けられる場合があります。市公式ウェブサイトをご確認ください。その他ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。よろしくお願いいたします。

<お問い合わせ先>

安城市役所 国保年金課 国保係（9番窓口）

TEL 0566-71-2230

8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

減免の対象となる方

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病（1か月以上の治療を有すると認められる等）を負った世帯の方ですか？

はい

いいえ

減免の対象です。
裏面の①を受けられる見込みがあります。

世帯の主たる生計維持者の方は令和3年中に
営業収入・農業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかがありますか？

※年金や報酬などの雑収入、株の収入のみの方は対象外

はい

いいえ

次の3つのうち、すべてにあてはまっていますか？

- 1 世帯の主たる生計維持者の令和4年中の**営業収入・農業収入・不動産収入・山林収入・給与収入**のいずれかが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年中の当該収入の10分の3以上減少すると見込まれること
 - 2 世帯の主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - 3 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の該当収入にかかる所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下であること
- ※令和3年中の収入及び所得は確定申告書の控え、源泉徴収票等で確認してください。

減免の対象ではありません

はい

いいえ

減免の対象です。
裏面の②を受けられる見込みがあります。 ※1

減免の対象ではありません

上記フローチャートにて減免の対象にあてはまる方は、同封の減免申告書及び以下の資料を添付のうえ、ご返送ください。（新型コロナウイルス感染症拡大防止のためご協力ください。）

●添付資料（申請書類に不備がある場合、減免されないことがあります）

①にあてはまる方

- ・医師による死亡診断書、保健所等から交付される措置入院の勧告書等

②にあてはまる方

- ・令和4年中の減少する見込みである該当収入金額の分かるものの写し（給与明細、事業収入であれば月々の帳簿等、令和4年1月分から収入が確定している月までのもの）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により廃業・失業された方はそのことが分かるもの（廃業届、雇用保険受給者証、退職証明書等）
- ・収入減少により保険金、損害賠償金等を受け取った場合、その金額の分かるもの

※1 主たる生計維持者が非自発的失業者であり、非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となる場合は、給与収入以外の事業収入等の減少が見込まれなければ本減免制度の対象となりません。

当該減免を適用後に非自発的失業者の保険税軽減制度の対象者と判明した場合は、希望の有無に関わらず減免適用の取消しを行うことがあります。

※ ご申請いただいてから、変更後の納税通知書をお届けするまでに2か月以上かかる場合があります。変更後の納税通知書が届くまでは、現在お持ちの納付書にてお支払いを進めてください。

※ 国民健康保険への加入状況、収入額が変更になった場合等には、減免の取消し、減免額の変更等を行うことがあります。

※ 詳しくは市公式ウェブサイトに掲載しておりますのでご確認ください。